

さくら市農業委員会総会議事録（平成27年5月定例総会）

1. 開催日時 平成27年5月25日（月）午後2時00分から午後4時30分

2. 開催場所 さくら市役所第2庁舎第1・2会議室

3. 出席委員（30人）

会長	25番	田代 修一
会長職務代理者	30番	山崎 國一
委員	1番	薄井千恵子
	2番	小菅 和彦
	3番	中山 隆
	5番	齋藤 敏一
	6番	平山 光邦
	7番	野上 春夫
	8番	田代 純一
	9番	齋藤 克之
	10番	鈴木 有一
	11番	小竹 勝
	12番	肥後 太一
	13番	石塚 信行
	14番	手塚 栄一
	15番	舟本 幸美
	16番	門前 義夫
	17番	大塚 明美
	18番	渡辺 一郎
	19番	大森 勝雄
	20番	谷田 年美
	21番	宍戸 孝男
	22番	手塚 靖博
	23番	池田 一孔
	24番	落合千枝子
	26番	福田 正和
	27番	佐藤 利通
	28番	石田多美子
	29番	小林 功
	31番	大木 忠一

4. 欠席委員（0人）

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 議案第 1号 非農地証明願について
議案第 2号 農地移動適正化あっせん申し出について
議案第 3号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 4号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第 5号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
議案第 6号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 7号 農用地利用集積計画の決定について
議案第 8号 農業振興地域整備計画の変更について
議案第 9号 耕作放棄地の非農地通知書交付について
- 第3 報告第 1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第 2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 碓氷 正一
農地調整係長 野崎 憲作
主査 柴山 雅子

8. 会議の概要

事務局	碓氷	定刻になりました。出席委員30名全員であり、総会は成立いたしますので、まず、会長よりあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。
会長	田代	みなさん、こんにちは。 今年は4月から、また連休中も天候に恵まれて田植えとかその他の農作業も順調にいらっていると思います。周りを見渡すとビール麦とか6条麦とかもだいぶ色もついてきて、早いところはもう刈取りが出来るような状況になっている圃場も見受けられます。昨年もけっこう順調にいらっていたのですが、刈取り直前から雨が続けて被害を受けてしまったということもありました。5月は大変天候に恵まれましたが、1年間を通して考えるとほとんど差はないということですが、そうするといつか天候が悪くなる時もあると思いますので、備えていかななくてはならないと考えます。また6月に「イチゴ狩りとジャム作り」を予定していますが、聞くところによると、大変人気があって、知り合いの人に聞いたところ、定員オーバーで参加できないということを知りました。当日は委員の皆さんにもご協力を頂

		<p>くことも多いと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。本日は案件がかなり多くなつておひますので、慎重審議をお願ひしたいと思ひます。</p> <p>それでは、ただいまからさくら市農業委員会5月定例総会を開催いたします。</p>
事務局	碓氷	<p>それでは、さくら市農業委員会総会規則第5条の規定により、「会長が議長となり、議事を整理する。」とありますので、会長に議事の進行をお願ひいたします。</p>
議長	田代	<p>それでは、会議に先立ちまして本日午前10時より書類審査及び現地調査を行つておひますので、各調査会より報告をお願ひいたします。</p> <p>第1調査会の委員長からお願ひいたします。</p>
15番	舟本	<p>本日午前10時より全員出席のもと書類審査及び現地調査を行いました。案件としては議案第2号が1件、議案第4号が1件、議案第6号が1件、議案第8号が2件の合計5件であります。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がございますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
議長	田代	<p>次に第2調査会委員長の報告を求めます。</p>
12番	肥後	<p>本日午前10時より全員出席のもと書類審査及び現地調査を行いました。案件としては議案第1号が1件、第3号が1件、第6号が2件、第8号が2件の合計6件であります。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がございますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
議長	田代	<p>次に第3調査会委員長の報告を求めます。</p>
18番	渡辺	<p>本日午前10時より全員出席のもと書類審査及び現地調査を行いました。案件としては議案第4号が1件、第5号が1件、第6号が3件、第8号が1件の合計6件であります。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がございますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
議長	田代	<p>次に第4調査会委員長の報告を求めます。</p>
3番	中山	<p>本日午前10時より全員出席のもと書類審査及び現地調査を行いました。案件としては議案第1号が1件、議案第5号が1件、議案第6号が2件、議案第9号が2件の合計6件であります。詳細につきましては後ほど</p>

		担当委員より説明がございますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。
議長	田代	<p>それでは議事に入る前に議事録署名人を指名いたします。 26番の福田正和委員、27番の佐藤利通委員を指名いたします。</p> <p>それでは議事に入ります。 議案第1号「非農地証明願について」を議題に供し、番号1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	柴山	<p>議案第1号番号1番について、朗読して説明する。 なお、非農地証明交付要領の「人為的な転用行為が行われてから20年以上経過しており、かつ農地への復元が容易でないと認められるもの」に該当すると思われるので、非農地証明書を交付することは問題ないと考えます。</p>
議長	田代	担当委員の説明を願ひます。
29番	小林	<p>案内図1-1をご覧ください。(申請地の場所を説明する。) 内容については、ただいま事務局から説明があったとおりです。午前中の調査会においても確認してまいりました。みなさまのご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議長	田代	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	田代	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第1号番号1番について承認される方、挙手を願ひます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	田代	<p>全員挙手で、議案第1号番号1番は原案どおり承認されました。 続きまして、議案第1号番号2番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	柴山	<p>議案第1号番号2番について、朗読して説明する。 なお、非農地証明交付要領の「人為的な転用行為が行われてから20年以上経過しており、かつ農地への復元が容易でないと認められるもの」に該当すると思われるので、非農地証明書を交付することは問題ないと考えます。</p>

議長	田代	担当委員の説明を願います。
27番	佐藤	案内図1-2をご覧ください。(申請地の場所を説明する。)内容については、ただいま事務局から説明があったとおりです。みなさまのご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	田代	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	田代	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。議案第1号番号2番について承認される方、挙手を願います。 【全員挙手】
議長	田代	全員挙手で、議案第1号番号2番は原案どおり承認されました。議案第2号「農地移動適正化あっせん申し出について」を議題に供し、番号1番について事務局の説明を求めます。
事務局	野崎	議案第2号番号1番について、朗読して説明する。 この土地について、栃木県農業振興公社へ売渡しの申請がありました。今後の手続の中におきまして、栃木県農業振興公社に一旦所有権が移りますが、その後、栃木県農業振興公社より農業委員会に対して買い手のあっせん依頼がありますので、さくら市農地移動適正化あっせん事業実施規程第10条の規定に基づきまして、2名のあっせん委員の選出をお諮りします。
議長	田代	あっせん委員の選任ですので、第1調査会の委員長より指名願います。
15番	舟本	13番石塚信行委員、22番手塚靖博委員を指名いたします。
議長	田代	それでは議案第2号番号1番のあっせん委員は、13番石塚信行委員、22番手塚靖博委員を指名いたします。
24番	落合	議案第3号番号1番の案件につきましては、当事者であるため退席いたします。

議長	田代	<p>農業委員会等に関する法律第24条の規定により、落合委員の退席を許可します。</p> <p>【24番 落合委員退席】</p>
議長	田代	<p>議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供し、番号1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	柴山	<p>議案第3号番号1番について、朗読して説明する。 なお、全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件等許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。</p>
議長	田代	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
12番	肥後	<p>使用貸借の再設定ということですが、最初の設定は平成元年に行っております。みなさんのご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	田代	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	田代	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第3号番号1番について、承認される方の挙手を願います。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	田代	<p>全員挙手ですので、議案第3号番号1番は原案どおり承認されました。</p> <p>【24番 落合委員着席】</p>
議長	田代	<p>議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題に供し、番号1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	柴山	<p>議案第4号番号1番について、朗読して説明する。 なお、農地区分は、鉄道の駅の周囲おおむね500m以内（半径500mの以内で宅地面積40%超なら、半径1キロメートル以内で40%になるまで）の区域の農地ですので、第2種農地と判断し、土地の選定経過書等により代替性の確認も取れておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと</p>

		判断します。
議長	田代	担当委員の説明をお願いします。
26番	福田	案内図4-1をご覧ください。(申請地の場所を説明する。 申請地は、自宅前の休耕田であります。また、農業後継者がいないということもあり、本申請に至ったものです。申請地は日当たりがよく、冬期でも十分な日照を確保できるため、適地と判断したものです。土地利用計画としましては、申請地に太陽光パネル198枚を設置し、最大出力49.5KW、年間発電量62,054KWhを確保するものです。取水・排水はなく、雨水は敷地内浸透です。資金計画は、全額借入として融資証明書が添付されております。周辺農地への影響は、午前中の調査会において現地を確認しましたが、問題はないと判断しております。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	田代	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	田代	異議なしの声以外ないので採決に入ります。 議案第4号番号1番について承認される方、挙手を願います。 【全員挙手】
議長	田代	全員挙手ですので、議案第4号番号1番は原案どおり承認されました。 続きまして、議案第4号番号2番について、事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第4号番号2番について、朗読して説明する。 なお、農地区分は、都市計画法に基づく用途地域の指定を受けていますので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。
議長	田代	担当委員の説明をお願いします。
10番	鈴木	案内図4-2をご覧ください。(申請地の場所を説明する。 申請地は、元々は山林でありました。その山林を開墾をして数年ほど麦を作付けしていましたが、生育が悪く、土壌改良にも多くの労力と費用が掛かること、また周辺が山林に囲まれた土地でもあり、作物の耕作を継続

		<p>することができないということで、申請地に桧を植林したいということで す。議案第6号にも関連案件があり、そちらと併せての面積 8,278 m²に桧 を植林するものです。午前中に調査会において現地調査を行いました が、南側が道路、東側が山林、西側が道路、北側が田で植林の同意は得ており、 問題はないと判断しております。ご審議のほどよろしくお願ひいたしま す。</p>
議長	田代	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	田代	<p>異議なしの声以外ないようなので、採決に入ります。 議案第4番号2番について承認される方の挙手をお願いします。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	田代	<p>全員挙手ですので、議案第4番号2番は、原案通り決定いたしました。 議案第5号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請につ いて」を議題に供し、番号1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	柴山	<p>議案第5号1番について朗読して説明する。</p>
議長	田代	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
1番	薄井	<p>案内図5-1をご覧ください。(申請地の場所を説明する。) ただいまの事務局の説明どおりであり、期間延長に伴う追加工事はない ということです。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議長	田代	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	田代	<p>異議なしの声以外ないようなので、採決に入ります。 議案第5番号1番について承認される方の挙手を願ひます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	田代	<p>全員挙手ですので、議案第5番号1番は原案通り承認されました。</p>

		続きまして、議案第5番号2番について事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第5号2番について朗読して説明する。
議長	田代	担当委員の説明をお願いします。
20番	谷田	案内図5-2をご覧ください。(申請地の場所を説明する。) 事務局の説明どおりであります。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	田代	それでは質疑に入ります。
		【異議なしの声あり】
議長	田代	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第5号番号2番について承認される方、挙手を願います。
		【全員挙手】
議長	田代	全員挙手ですので、議案第5号番号2番は原案通り承認されました。 議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題に供し、番号1番について事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第6号番号1番について朗読して説明する。 なお、農地区分は、都市計画法に基づく用途地域の指定を受けていますので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。
議長	田代	担当委員の説明をお願いします。
26番	福田	案内図6-1をご覧ください。(申請地の場所を説明する。) 譲受人〇〇は、宇都宮市に本社を置く総合不動産業者であり、土地所有者の協力を得られたため、今回の申請に至ったものです。土地利用計画として建売住宅2棟を計画し、排水は公共下水道に、給水は上水道に接続します。雨水は地下浸透処理といたします。資金計画としては、全額自己資金で賄い、残高証明書が添付されております。また、申請地は住宅に囲まれた土地であります。隣接地に農地はありません。調査会において現地面を行いました。問題はないと見てきました。ご審議のほどよろしくお願

		いたします。
議長	田代	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	田代	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第6号番号1番について承認される方、挙手を願います。 【全員挙手】
議長	田代	全員挙手ですので、議案第6号番号1番は、原案通り承認されました。 議案第6号番号2番について事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第6号番号2番について朗読して説明する。 なお、農地区分は、都市計画法に基づく用途地域の指定を受けていますので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。
議長	田代	担当委員の説明を願います。
16番	門前	案内図6-2をご覧ください。(申請地の場所を説明する。) 譲受人〇〇は、栃木市に本社を置く総合不動産業者であり、土地所有者の協力を得られたため、今回の申請に至ったものです。土地利用計画としては、建売住宅を3棟計画し、給水は上水道から、排水は公共下水道に接続します。資金計画は、全額自己資金として残高証明書が添付されております。周辺への影響ですが、西側は宅地、東側は譲渡人所有地、南側は道路、北側は畑ではありますが被害の発生はないものと考えます。みなさまのご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	田代	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	田代	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第6号番号2番について承認される方、挙手を願います。 【全員挙手】

議長	田代	全員挙手ですので、議案第6号番号2番は、原案通り承認されました。議案第6号番号3番について事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第6号番号3番について朗読して説明する。 なお、農地区分は、区画整理地域内にありますので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。
議長	田代	担当委員の説明をお願いします。
29番	小林	案内図6-3をご覧ください。(申請地の場所を説明する。) 申請地は、上阿久津台地土地区画整理事業地内にあります。譲受人の〇〇は、宇都宮市に本店を置き、宅地分譲等を行っている会社です。土地利用計画としましては、宅地分譲として3区画を計画しております。給水は上水道から、排水は公共下水道に接続放流します。雨水は敷地内浸透とします。資金計画としましては、全額自己資金として残高証明書が添付されております。周辺農地への被害防除対策ですが、区画整理地内のため被害はないと考えます。みなさまのご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	田代	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	田代	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第6号番号3番について承認される方、挙手を願います。 【全員挙手】
議長	田代	全員挙手ですので、議案第6号番号3番は、原案通り承認されました。議案第6号番号4番については、取り下げになっておりますので、議案第6号番号5番について事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第6号番号5番について朗読して説明する。 なお、農地区分は、都市計画法に基づく用途地域の指定を受けていますので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。
議長	田代	担当委員の説明をお願いします。

10番	鈴木	<p>案内図6-5をご覧ください。(申請地の場所を説明する。)</p> <p>申請地は、議案第4号番号2番に隣接している土地であります。申請理由は先ほどのとおりであり、一体的に桧を植林したいということです。調査会において現地を確認しましたが、問題はないと見てまいりました。よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
議長	田代	<p>それでは質疑に入ります。</p>
13番	石塚	<p>転用事由については理解できるのですが、議案第4号番号2番が農地法第4条で、今回が農地法第5条ということですが、参考までにこれはどういう違いなのか教えていただきたい。</p>
事務局	野崎	<p>農地法第4条につきましては、自分の土地を自分で転用を行う行為であります。農地法第5条は、権利設定を伴うものです。例えば、Aさんの農地をBさんが転用を行う。その際に賃借権とか売買とかの権利設定が伴うものが第5条になります。</p>
13番	石塚	<p>わかりました。</p>
事務局	田代	<p>その他に何かございますか。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	田代	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。</p> <p>議案第6号番号5番について承認される方、挙手を願います。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	田代	<p>全員挙手ですので、議案第6号番号5番は、原案通り承認されました。</p> <p>議案第6号番号6番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	柴山	<p>議案第6号番号6番について朗読して説明する。</p> <p>なお、農地区分は農地の集团的広がり約9.1haであり、農業公共投資の対象となっていない土地ですので第2種農地と判断し、土地の選定経過書等により代替性の確認も取れておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p>

議長	田代	担当委員の説明をお願いします。
6 番	平山	案内図 6 - 6 をご覧下さい。(申請地の場所を説明する。 申請地に太陽光パネル 384 枚を設置し、発電量 99.84KW、年間発電量 116,094KWh を発電する計画です。資金計画として、全額自己資金で賄い、残高証明書が添付されております。敷地内は防草シートを設置のうえ砂利敷きとし、侵入防止のためにフェンスを設置します。調査会において現地を確認しましたが、問題はないと考えます。みなさまのご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	田代	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	田代	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第 6 号番号 6 番について承認される方、挙手を願います。 【全員挙手】
議長	田代	全員挙手ですので、議案第 6 号番号 6 番は、原案通り承認されました。 議案第 6 号番号 7 番について事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第 6 号番号 7 番について朗読して説明する。 なお、農地区分は農地の集团的広がり約 3.6h a であり、農業公共投資の対象となっていない土地ですので第 2 種農地と判断し、土地の選定経過書等により代替性の確認も取れておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。
議長	田代	担当委員の説明をお願いします。
6 番	平山	案内図 6 - 7 をご覧下さい。(申請地の場所を説明する。 申請地に太陽光パネル 192 枚を設置し、発電量 49.92KW、年間発電量 56,650KWh を発電する計画です。資金計画として、全額自己資金で賄い、残高証明書が添付されております。敷地内は防草シートを設置のうえ砂利敷きとし、侵入防止のためにフェンスを設置します。調査会において現地を確認しましたが、問題はないと考えます。みなさまのご審議のほどよろしく願いいたします。

議長	田代	それでは質疑に入ります。
5 番	齋藤	確認ですが、今回の申請により残った部分は、元々太陽光発電施設だったということですか。
6 番	平山	残った南側部分は現状麦畑であります。それに隣接した南側が山林であり、あまり陽が当たらないために麦畑部分は残したものです。
5 番	齋藤	わかりました。
議長	田代	その他に何かございますか。
		【異議なしの声あり】
議長	田代	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第 6 号番号 7 番について承認される方、挙手を願います。
		【全員挙手】
議長	田代	全員挙手ですので、議案第 6 号番号 7 番は、原案通り承認されました。 議案第 6 号番号 8 番について事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第 6 号番号 8 番について朗読して説明する。 なお、農地区分は農地の集団的広がり約 0.8ha であり、農業公共投資の対象となっていない土地ですので第 2 種農地と判断し、土地の選定経過書等により代替性の確認も取れておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。
議長	田代	担当委員の説明を願います。
20 番	谷田	案内図 6-8 をご覧下さい。(申請地の場所を説明する。) 申請地に太陽光パネル 234 枚を設置し、発電量 49.5KW、年間発電量 77,696KWh を発電する計画です。資金計画として、全額自己資金で賄い、残高証明書が添付されております。敷地内は防草シートを設置のうえ砂利敷きとし、侵入防止のためにフェンスを設置します。調査会において現地を確認しましたが、問題はないと考えます。みなさまのご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長	田代	賃借料はいくらになりますか。
事務局	柴山	1反歩当たり年間12万円です。
議長	田代	それでは質疑に入ります。
5番	齋藤	この案件に限った話しではありませんが、太陽光発電にしたら、固定資産税が高くなったという話しを聞きますが、賃借料がいくらで、固定資産税がいくら位かかるとかを把握して話しを受けているのかを確認したあげた方が後々トラブルにならなくてよいのではないかと。思ったものから。
議長	田代	ただいま、齋藤委員から固定資産税の話がありましたが、これはあくまでも個人の利益を考えたものであり、税務課に行けば近傍宅地の何%とかが雑種地の評価ですよとか、試算してくださいと言えは試算してくれると思いますので、そのうえで話しを進めて頂くのがいいのかなと。もし、そういう話しで相談を受けた場合には、そういう対応をお願いできればと思います。
		その他に何かございますか。
		【異議なしの声あり】
議長	田代	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第6号番号8番について承認される方、挙手を願います。
		【全員挙手】
議長	田代	全員挙手ですので、議案第6号番号8番は、原案通り承認されました。 議案第6号番号9番について事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第6号番号9番について朗読して説明する。 なお、農地区分は、農地の集团的広がり10ha以上の第1種農地と判断しますが、不許可の例外「住宅で集落に接続して設置されるもの」に該当し、土地の選定経過書等により代替性の確認も取れておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。
議長	田代	担当委員の説明を願います。

27番	佐藤	<p>案内図6-9をご覧ください。(申請地の場所を説明する。)</p> <p>実家は二世帯で住むには狭いため、隣接する祖母名義の土地を使用貸借して宅地に転用するものです。土地利用計画としては、住宅1棟、取水は上水道、排水は合併処理後敷地内浸透とし、雨水は自然浸透とします。資金計画は、全額融資を受けます。周辺農地への被害防除ですが、周囲は譲渡人所有地と道路、宅地のため影響はないと考えます。なお、一部碎石が搬入されていたため、始末書が添付されています。みなさまのご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	田代	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	田代	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。</p> <p>議案第6号番号9番について承認される方、挙手を願います。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	田代	<p>全員挙手ですので、議案第6号番号9番は、原案通り承認されました。</p> <p>(休憩) (15:30~15:45)</p>
議長	田代	<p>議案第7号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供し、番号1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	野崎	<p>この議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき市が定める農用地利用集積計画となります。</p> <p>第18条第1項に市町村は農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めなければならないと規定されておりますので今回の議案となっております。</p> <p>平成27年度第2号 公告予定年月日は平成27年5月29日です。</p> <p>計画の内容としては、利用権設定については、再設定6件、面積34,298㎡、新規11件、面積103,470㎡、合計17件、面積137,768㎡です。</p> <p>(利用権新規設定分を朗読して説明)</p> <p>続きまして、所有権の移転について説明させていただきます。</p> <p>栃木県農業振興公社への売渡しが1件となっております。</p>

		(所有権移転分を朗読して説明)
議長	田代	それでは質疑に入ります。
		【異議なしの声あり】
議長	田代	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第7号について承認される方、挙手を願います。
		【全員挙手】
議長	田代	全員挙手ですので、議案第7号は、原案通り承認されました。 議案第8号「農業振興地域整備計画の変更について」を議題に供し、坂東1番について事務局の説明を求めます。
事務局	野崎	議案第8号番号1番について朗読して説明する。 氏家土地改良区及び鬼怒川東部土地改良区には、別途、農政課が意見照会を行っております。 なお、農用地区域除外後の農地区分は、農業公共投資の対象となっている農地でありますので、第1種農地となりますが、不許可の例外要件「一般国道又は都道府県道の沿道に設置される、流通業務施設、休憩所、給油所その他これらに類する施設」に該当しますので、農地法上の転用許可は見込まれるものと判断します。
議長	田代	担当委員の意見を求めます。
14番	手塚	本日、第2調査会において全員参加のもと現地を確認しました。配置図を見ますと、西側農道に接続して出入口が計画されていますが、ここはけっこう事故が多いところでもあります。農繁期において農業機械が通行する道路でもあり、それだけ心配しております。ご審議のほどよろしく願います。
議長	田代	それでは質疑に入ります。
議長	田代	それでは質疑もないので、採決に入ります。 議案第8号番号1番について承認される方、挙手を願います。
		【全員挙手】

議長	田代	全員挙手ですので、議案第8号番号1番は、原案通り承認されました。議案第8号番号1番について事務局の説明を求めます。
事務局	野崎	議案第8号番号2番について朗読して説明する。 氏家土地改良区には、別途、農政課が意見照会を行っております。 なお、農用地区域除外後は、非農地証明交付要領の「人為的な転用行為が行われてから20年以上経過しており、かつ農地への復元が容易でない」と認められるもの」に該当すると思われますので、非農地証明書を交付できると判断します。
議長	田代	担当委員の説明を求めます。
11番	小竹	午前中調査会で現地を確認しましたが、問題はないと見てきました。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	田代	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	田代	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第8号番号2番について承認される方、挙手を願います。 【全員挙手】
議長	田代	全員挙手ですので、議案第8号番号2番は、原案通り承認されました。
31番	大木	次の案件については当事者であるため退席いたします。
議長	田代	農業委員会等に関する法律第24条の規定により、大木委員の退席を許可します。 (31番 大木委員退席)
議長	田代	議案第8号番号3番について事務局の説明を求めます。
事務局	野崎	議案第8号番号3番について朗読して説明する。 土地改良区との関係はございません。

		<p>なお、農用地区域除外後は、非農地証明交付要領の「人為的な転用行為が行われてから20年以上経過しており、かつ農地への復元が容易でない」と認められるもの」に該当すると思われまますので、非農地証明書を交付できると判断します。</p>
議長	田代	担当委員の説明を求めます。
5番	齋藤	午前中調査会で現地調査を行いました。問題がないことを確認してきました。ご審議のほどよろしく願います。
議長	田代	それでは質疑に入ります。
		【異議なしの声あり】
議長	田代	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第8号番号3番について承認される方、挙手を願います。
		【全員挙手】
議長	田代	全員挙手ですので、議案第8号番号3番は、原案通り承認されました。
		(31番 大木委員着席)
議長	田代	議案第8号番号4番について事務局の説明を求めます。
事務局	野崎	議案第8号番号4番について朗読して説明する。 喜連川土地改良区には、別途、農政課が意見照会を行っております。 なお、農用地区域除外後の農地区分は、農業公共投資の対象となっている農地でありますので、第1種農地となりますが、不許可の例外要件「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当しますので、農地法上の転用許可は見込まれるものと判断します。
議長	田代	担当委員の説明を求めます。
18番	渡辺	午前中調査会で現地調査を行いました。問題がないことを確認してきました。ご審議のほどよろしく願います。

議長	田代	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	田代	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。</p> <p>議案第8号番号4番について承認される方、挙手を願います。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	田代	<p>全員挙手ですので、議案第8号番号4番は、原案通り承認されました。</p> <p>続きまして用途区分の変更ですが、番号5番については取り下げになっております。</p> <p>議案第8号番号6番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	野崎	<p>議案第8号番号6番について朗読して説明する。</p> <p>鬼怒川東部土地改良区には、別途、農政課が意見照会を行っております。</p> <p>なお、用途区分の変更後についても農地区分は農用地ではありますが、「農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供する場合（農地法第4条第2項ただし書き）」に該当しますので、農地法上の転用許可は見込まれるものと判断します。</p>
議長	田代	<p>担当委員の説明を求めます。</p>
14番	手塚	<p>ただいま事務局から説明があった通りです。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	田代	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	田代	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。</p> <p>議案第8号番号6番について承認される方、挙手を願います。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	田代	<p>全員挙手ですので、議案第8号番号6番は、原案通り承認されました。</p> <p>議案第9号「耕作放棄地の非農地通知書交付について」を議題に供し、番号1番について事務局の説明を求めます。</p>

事務局	柴山 野崎	<p>議案第9号番号1番について朗読して説明する。</p> <p>土地の状況について説明させていただきます。(プロジェクターを使用し、航空写真、現場写真により現況について説明する。)</p> <p>農振白地で、土地改良は未実施です。平成26年10月3日に大森委員・谷田委員と事務局で現地調査を行いました。</p>
議長	田代	担当委員の説明を求めます。
19番	大森	ただいまの事務局の説明どおりであります。このような状況ですのでみなさまのご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	田代	<p>それでは質疑にはいりません。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	田代	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。</p> <p>議案第9号番号1番について承認される方、挙手を願います。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	田代	<p>全員挙手ですので、議案第9号番号1番は原案どおり承認されました。</p> <p>議案第9号番号2番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	柴山 野崎	<p>議案第9号番号2番について朗読して説明する。</p> <p>土地の状況について説明させていただきます。(プロジェクターを使用し、航空写真、現場写真により現況について説明する。)</p> <p>農振白地で、土地改良は未実施です。平成26年10月30日に佐藤委員と事務局で現地調査を行いました。</p>
議長	田代	担当委員の説明を求めます。
27番	佐藤	ただいま事務局から説明があったとおりであり、農地に復元することは困難な状況にあります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	田代	それでは質疑にはいりません。

議長	田代	<p>【異議なしの声あり】</p> <p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第9号番号2番について承認される方、挙手を願います。</p>
議長	田代	<p>【全員挙手】</p> <p>全員挙手ですので、議案第9号番号2番は原案どおり承認されました。 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」はお目通し願います。</p> <p>本日の議題はすべて終了しました。</p> <p>以上を持ちまして、さくら市農業委員会5月定例総会を閉会いたします。大変ご苦労様でした。</p> <p style="text-align: right;">(午後4時30分閉会)</p>